

寒川町告示第 34 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条 2 項の規定に基づき、町道の供用の開始をしたことから、同項の規定により告示する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和 8 年 4 月 1 日から 2 週間、縦覧に供する。

道路の 種 類	路 線 番 号	路 線 名	起 終 点 点	幅員 (m)	延長 (m)
町道	02126	一之宮 126 号線	一之宮三丁目 1368 番 1 地先	5.60	828.50
			一之宮五丁目 3034 番 2 地先	15.50	

令和 8 年 4 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄